家畜衛生情報

令和３年４月15日

豚・いのしし飼養者、関係者 各位

三重県中央家畜保健衛生所

三重県における豚熱の患畜の確認について

【農場の概要・経緯】

所在地、飼養規模：三重県津市（約10,000頭）

三重県は、同県津市の農場から、飼養豚が死亡数増加の通報を受け、４月13日（火曜日）、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。

三重県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門で精密検査を実施したところ、４月14日（水曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。

現在、発生農場での防疫措置を進めています。防疫終了までの期間、消毒ポイントを設置しますので、必要に応じてご利用ください。

○消毒ポイントはこちら→

○防疫対応状況はこちら→

改めて、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

（国の疫学調査チームの調査結果を踏まえ、重点的に、以下の項目の徹底をお願いします。）

1 農場（衛生管理区域）内へのウイルス侵入防止対策

・農場内への野生動物（いのしし、イタチ、野鳥等）の侵入防止のため、防護柵等を設置
・車両が農場（衛生管理区域）に侵入する際には、十分な圧力のある動力噴霧器等による適切な消毒の実施（消毒ゲートや消石灰帯のみでは消毒効果が不十分な場合がある）
・飼養衛生管理区域に入る者の衣服の交換

2 ワクチン接種前の離乳豚群への対応

・離乳豚舎に出入りする際の靴や衣服の交換、及び手指や一輪車の消毒
・離乳豚舎開口部への防鳥ネットや亀甲網等の設置
・健康観察と異常が認められた際の早期通報

3 農場内作業動線

・豚舎間の豚の移動の際には、可能な限り消毒済みのケージ等を利用すること

4 教育訓練等

・飼養管理を行う者を明確にし、消毒や作業手順について、定期的な教育を行うこと。

※なお、毎日の観察を十分に行い、飼養豚に少しでも異状の認められる場合は家畜保健衛生所にご相談ください。

受付 第 号 3.4.15 三重県獣医師会

閉庁時（夜間、土・日曜日、祝日、年末年始）でも、電話は転送されますので、長めにコールしてお待ちください。かけ続けても繋がらない場合は下記携帯電話へおかけ下さい。

中央家畜保健衛生所 電話０５９－２４６－８６１１
緊急用携帯電話 080-4123-2771